

令和 7 年度

国東市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算書

(3月議会)

第 3 号

令和 7 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度国東市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11,629 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 638,729 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 17 日 提 出

国東市長 松井督治

第 1 表 峰入峰出予算補正

峰入

(単位:千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 後期高齢者医療保険料		431,790	2,000	429,790
	1 後期高齢者医療保険料	431,790	2,000	429,790
4 繰入金		214,770	9,959	204,811
	1 一般会計繰入金	214,770	9,959	204,811
7 国庫支出金		825	330	1,155
	1 国庫補助金	825	330	1,155
峰入合計		650,358	11,629	638,729

歳出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 総務費		23,708	0	23,708
	2 徴収費	4,222	0	4,222
2 後期高齢者医療広域連合納付金		624,800	11,629	613,171
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	624,800	11,629	613,171
歳 出 合 計		650,358	11,629	638,729

後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計
1 後期高齢者医療保険料	431,790	2,000	429,790
4 繰入金	214,770	9,959	204,811
7 国庫支出金	825	330	1,155
歳入合計	650,358	11,629	638,729

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	23,708	0	23,708	330	0	330	0
2 後期高齢者医療広域連合納付金	624,800	11,629	613,171	0	0	9,629	2,000
歳出合計	650,358	11,629	638,729	330	0	9,959	2,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

1 目 特別徴収保険料

(単位:千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 特別徴収保険料	330,400	8,000	322,400	1 現年度分	8,000	特別徴収保険料現年度分 330,400 + 8,000 = 322,400 小計 330,400 + 8,000 = 322,400 計 330,400 + 8,000 = 322,400
2 普通徴収保険料	101,390	6,000	107,390	1 現年度分	6,000	普通徴収保険料現年度分 100,890 + 6,000 = 106,890 小計 100,890 + 6,000 = 106,890 計 100,890 + 6,000 = 106,890
計	431,790	2,000	429,790			

4 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	214,770	9,959	204,811	1 事務費繰入金	330	事務費繰入金 5,272 + 330 = 4,942 小計 5,272 + 330 = 4,942 計 5,272 + 330 = 4,942
				2 保険基盤安定繰入金	9,629	保険基盤安定繰入金 190,100 + 9,629 = 180,471 小計 190,100 + 9,629 = 180,471 計 190,100 + 9,629 = 180,471
計	214,770	9,959	204,811			

7 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 子ども・子育て支援事業費補助金	825	330	1,155	1 子ども・子育て支援事業費補助金	330	子ども・子育て支援事業費補助金 825 + 330 = 1,155 小計 825 + 330 = 1,155

7款 国庫支出金

1項 国庫補助金

1目 子ども・子育て支援事業費補助金

(単位:千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
						計 825 + 330 = 1,155
計	825	330	1,155			

歳出

1款 総務費

2項 徴収費

1目 徴収費

(単位:千円)

目	補正前 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源						
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
1徴収費	4,221	0	4,221	国庫支出金 330		繰入金 330				財源更正
計	4,222	0	4,222	330	0	330	0			

2款 後期高齢者医療広域連合納付金

1項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位:千円)

目	補正前 予算額	補 正 予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源						
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
1後期高齢者医療広域連合納付金	624,800	11,629	613,171			繰入金 9,629	2,000	18負担金、補助及び交付金	11,629	負担金 保険料等負担金 624,800 + 11,629 = 613,171 小計 624,800 + 11,629 = 613,171 計 624,800 + 11,629 = 613,171
計	624,800	11,629	613,171	0	0	9,629	2,000			